

日本神経内分泌学会 定款施行細則

施行 平成12年10月13日

一部改正 平成14年10月11日

一部改正 平成23年11月25日

(役員)

第1条 定款第11条に定める評議員による理事選出は、理事長が委嘱した選挙管理委員会の管理下に郵便により行なう。

2. 選挙の結果、得票数が同数となった場合は会員歴の長い者を選任するものとする。

第2条 選挙により理事に選任された者が任期の途中で辞任したときは、投票で次点となった者を繰り上げて、評議員および総会で承認を得て理事に選任する。

この場合の任期は前任者の残任期間とする。

(会務の担当)

第3条 理事長は理事から庶務担当、会計担当、次世代育成担当および企画・広報担当の理事それぞれ複数名を任命する。

第4条 理事長は日本神経内分泌学会の代表者として International Neuroendocrine Federation (国際神経内分泌連盟) の council member を兼任する。但し、Executive Committee Member に選ばれた場合には、その任期(4年)が終了するまで新理事長代理として Executive Committee に出席する。

第5条 庶務担当理事は次の事項を担当する。

- (1) 会員に関する事項
入会、退会、会員の認定
- (2) 評議員に関する事項
評議員の選出に関する手続き、評議員会の議案と記録
- (3) 理事会に関する事項
理事会の議案と記録
理事の選出に関する手続き
- (4) 記録の保管と雑誌への掲載
- (5) 外部との折衝に関する事項
- (6) 学術集会に関する事項
- (7) その他、庶務に関する事項

第6条 会計担当理事は次の事項を担当する。

- (1) 現金の出納および保管
- (2) 会費の請求および収納
- (3) 予算および決算に関する事項
- (4) 会計帳簿および証書類の整理および保管
- (5) その他、会計資産に関する事項

第7条 次世代育成担当理事は次の事項を担当する。

- (1) 学術賞の受賞候補者を選出し、理事会に答申する。
- (2) その他、次世代育成に関する事項

第8条 企画・広報担当理事は次の事項を担当する。

- (1) 学会の運営と事業の企画・立案に関する事項
- (2) 学会の運営と事業について学会員および関係する各方面への広報活動

(年次学術集会)

第9条 年次学術集会は、第 回日本神経内分泌学会学術集会と呼称する。

第10条 年次学術集会の会期は原則として2日とする。

第11条 年次学術集会における講演抄録は、日本内分泌学会雑誌に掲載し会員に配布する。

第12条 年次学術集会の経費は、本会の学術集会費などをもって充てる。会長は収支決算書を作成し、理事長に報告する。

(細則の変更など)

第13条 会則及び細則施行に関し必要な規定は、理事会の議を経てその都度別にこれを定める。

第14条 本細則を改正するためには、理事会、評議員会及び総会の議決を経なければならない。

第15条 本細則は、平成12年10月13日より適用する。